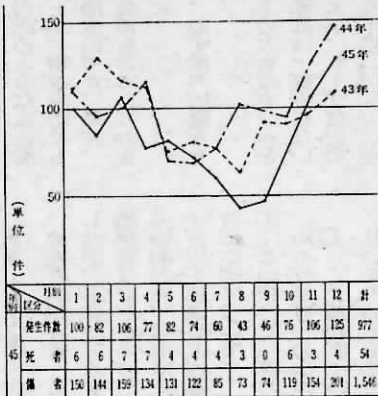


12 月 の こ よ み

- 1日 歳末たすけあい運動始まる
- 〃 映画の日
- 4日 世界人権週間始まる
- 8日 大雪
- 〃 針供養
- 10日 世界人権宣言記念日
- 13日 すず払い、松迎え
- 19日 家庭の日
- 22日 冬至
- 23日 皇太子誕生日
- 25日 クリスマス
- 28日 官庁ご用納め
- 31日 大祓、大みそか
- 〃 除夜の鐘

福岡県における酒酔い交通事故の月別発生状況



◎酒よい運転がわざわいした事故は年末年始に多発しています。



(遠賀町婦人会交通教室)

◎老人の交通事故の大半は次の統計のとおり自転車に乗っていた場合に起っています。また老人の事故を時間別発生状況でみますと総計数三、三〇一件のうち十時から十二時までが五三二件で一番多く続いて一八時から二〇時まで、その次は十六時から十八時までとなっております。

(1) 飲酒運転の追放

(2) 歩行者事故の絶滅

年末年始の交通安全福岡県民運動
十一月十五日から四十七年一月十日まで
十二月は一年のうち最も多くの交通事故の発生や死傷者が出る時期です。町民総ぐるみで飲酒運転の追放、こどもや老人など歩行者事故絶滅の運動を展開して交通事故のない明るい年末、楽しい新年にいたしましょう。
※ 重要実施事項

飲酒運転を追放しよう

おんが

町民の動き

- 10月末 2,481世帯
- 男 4,591人
- 女 5,064人
- 計 9,655人
- 11月異動 +6世帯
- 男 - 4人
- 女 - 5人
- 計 - 9人
- 11月末 2,487世帯
- 男 4,587人
- 女 5,059人
- 計 9,646人

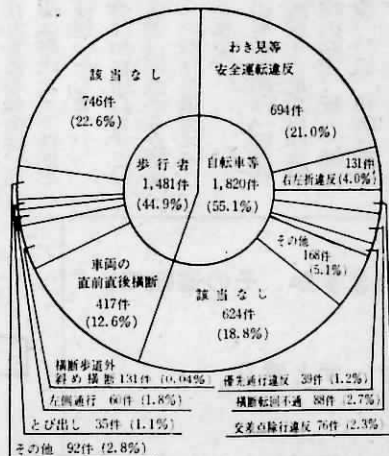
今月の税金
固定資産税第三期

納期限内に納めましょう
納期限十二月二十日

福岡県における45年中のこどもの交通事故の時間別発生状況

| 区分 | 時間別 | 時 間 | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|-----|
| | | 0 2 | 1 4 | 2 6 | 3 8 | 4 10 | 5 14 | 6 18 | 7 22 | 8 26 | 9 30 | 10 34 | 11 38 | |
| 総 | 件数 | 4,655 | 2 | 4 | 7 | 156 | 459 | 482 | 575 | 1,008 | 1,334 | 534 | 82 | 12 |
| | 構成比 | 100.0 | 0.04 | 0.1 | 0.2 | 3.4 | 9.8 | 10.4 | 12.3 | 21.7 | 28.6 | 11.5 | 1.7 | 0.3 |
| 死 者 | 死者 | 73 | | 1 | 3 | 4 | 9 | 7 | 23 | 16 | 7 | 2 | 1 | |
| | 傷者 | 5,710 | 8 | 4 | 16 | 214 | 552 | 609 | 665 | 1,219 | 1,548 | 640 | 169 | 66 |
| 幼 児 | 件数 | 1,554 | | 1 | 14 | 111 | 245 | 215 | 361 | 397 | 183 | 21 | 6 | |
| | 死者 | 30 | | 1 | 1 | 3 | 5 | 3 | 7 | 3 | 4 | 2 | 1 | |
| 幼 稚 園 児 | 件数 | 2,004 | 5 | 1 | 4 | 25 | 148 | 311 | 266 | 464 | 458 | 228 | 68 | 26 |
| | 死者 | 709 | 1 | | | 11 | 87 | 72 | 82 | 164 | 215 | 67 | 8 | 2 |
| 小 学 生 | 件数 | 15 | | | | | | 1 | 1 | 8 | 4 | 1 | | |
| | 死者 | 810 | 1 | | 1 | 18 | 108 | 85 | 87 | 180 | 235 | 77 | 14 | 4 |
| 中 学 生 | 件数 | 1,793 | 1 | 2 | | 68 | 179 | 132 | 224 | 402 | 563 | 198 | 27 | 1 |
| | 死者 | 2,137 | 2 | 2 | 2 | 97 | 203 | 163 | 241 | 477 | 646 | 237 | 47 | 20 |
| 高 中 生 | 件数 | 595 | | 1 | 7 | 63 | 82 | 33 | 54 | 81 | 159 | 86 | 26 | 3 |
| | 死者 | 759 | | 1 | 9 | 74 | 93 | 50 | 71 | 98 | 209 | 98 | 40 | 16 |

福岡県における45年中老人の交通事故の原因別発生状況



発行所 遠賀町役場
編集発行 遠賀町庶務課
印刷所 冷牟田印刷合資会社

◎こどもの交通事故も目だたて多く発生しています。これを時間別に分析しますと次の統計のとおりであります。また自宅からの距離別に発生状況をみますと総件数は四、六五五件のうち一〇〇米以内で一、八三六件も起っています。

プロパンガスの安全な使い方

生活になくはならない、プロパンガスもちょっとしたミスで、大きな事故を起こします。

ごく当り前の次のようなことを知っておくことが、事故を防ぐもっとも良い方法なのです。是非、よく読んで自分のものにしておきましょう。

一、ボンベは、必ず屋外に置きましよう。
二、外出のとき、寝るとき、使用を終えた時は

① コロコのコック
② 壁きわの元栓
を完全に締めましよう。
三、使用していないコックには、必ず言キヤップをかぶせて下さい。万一誤って、コックを開いても事故を防げます。

四、古いゴム管で、ヒビ割れができたものは危険です。販売店に相談して新しいものと取り替えよう。

五、ゴムホースは、必ずホースバンドで締め付けて、はづれないようにして下さい。
六、ガスストーブなどの大きな燃焼器具を密閉した部屋で長い間使用しますと、酸素が不足して、一酸化炭素を発生しますので、時々換気に注意して下さい。

七、プロパンガスを使う前には、ガスが洩れていないか臭いを確かめましよう。
特に、プロパンガスは、空気の二倍半から三倍も重いので、もしも洩れたときは低い所にたまりまうので注意下さい。

八、ガス洩れに気付いたときは絶対に火の気を近づけないようにして下さい。

交通事故にあった場合 合心得ておきたいこと

社団法人福岡県交通事
故被害者協会(電話0
92-4314)

一、被害者が加害者と話し合いをしたが、示談ができず、入院費治療などがかさみ自賠償保険(強制保険)の治療費の枠の五十万円を超過して困るような場合の処理について。

① この場合は「仮の地位を定める仮処分」の法律の規定によって、裁判所にいわゆる仮払いを求め仮処分を申請することが出来ます。
仮処分の申請をすれば、短期間入院費、治療費などが支払われることとなります。

② 仮処分の申請方法は、弁護士会の中にある交通事故処理委員会に行って相談して下さい。
また、生活にも困っているような場合には、裁判の訴訟費用や弁護士費用は委員会の中にある法律扶助協会で世話ししてくれます。

二、被害者が加害者側と何回となく交渉して、ようやく和解ができたが、相手方が信用できず、したがって将来賠償を完全に履行されるかどうか、疑問である場合の処置について。

① この場合は、当事者同志で話し合いができた、相手方の住所を管轄する簡易裁判所に「和解申立書」を提出し、公判を開いてもらって、法廷でその条項を和解調書にしてもらうようにするとよいわけです。

② この和解は、裁判所の判決とおなじ効力があり、相手方が記載条項を履行しないと、執行官によって、強制執行することが出来ます。

③ 手続は簡易裁判所に争いの実情と和解の条項を書いて申し立てればよいのです。費用も極めて安くすみまうす。

三、訴訟費用や弁護士費用を支払う資力がないうときは、どうしたらよいか。

① 民事訴訟によって、加害者から賠償をうけなければならぬような状態になった場合に、訴訟の費用や弁護士の費用ができない際は、弁護士会の中にある法律扶助協会に行つて相談するとよいのです。

② 扶助の手続方法は、協会支部に出頭して、協会に備え付けてある「法律扶助申込書」に所定の事項を記入して、申込みはよいのです。なお、これには民生委員などの「資力状況に関する証明書」又は「給与証明書」と「住民票」の写を添付しなければなりません。

③ 法律扶助審査委員会は、法律扶助申込書によって扶助の可否を決定いたします。

④ 扶助事件が終結しますと、扶助申込者は協会から立替えてもらった費用を償還することとなります。

⑤ 上記の外裁判所は「訴訟費用」(訴状その他の訴訟書類の印紙の貼用、証人、鑑定人の旅費、日当、報酬、送達費用等)を支払う資力のない者に対して、勝訴の見込みのある者に、その申立てによって、訴訟上の救助を与えることができることになっております。これを訴訟救助と称します。

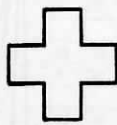
⑥ 救助の申し立てをするには、当事者又は参加人が(イ)訴訟費用を支払う資力の

ないこと。
(ロ)勝訴の見込みがあること。

⑦ 資力のないことの証明としては「生活保護法による生活扶助をうけていることの証明書」とか「失業保険金受領証明書」などが普通であります。この外市町村長の「生活困窮証明書」を出してもらって証明することも必要となります。

⑧ 訴訟救助をうけるには、訴訟救助付与申立書を裁判所に提出しなければなりません。

⑨ 訴訟救助の範囲は、裁判費用の支払いの猶予執行官及び裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬と立替金の支払いの猶予ならびに訴訟費用の担保の免除等となっております。以上



運転者向け
トッサの時に避けられますか その運転で。
歩行者向け
ユックリ待って サッサと渡る。
子供向け
アアドッキリ フイなとびだしもうしません。

ろう学校からの

お知らせ

みなさまのご近所に耳の聞こえない子どもさんや、ことばの不自由なお子さんはありませんか。

直方の県立ろう学校では、三才のお子さんからお預りして保育を通して言語教育、聴覚教育をしています。通路の方は寄宿舎があり、生活保護家庭の方は療育施設があります。

幼稚部、小学部、中学部、高等部とあって高等部では職業教育を施し卒業の時は立派に独立して社会へ出ています。

ただいま昭和四十七年度の入学生案内をいたしております。くわしいことは、直方市榎野福岡県立直方ろう学校(電話直方⑤3551)にお問い合わせ下さい。

引揚者特別交付金 国庫債券の買上げ について

引揚者の方で国庫債券の交付を受けた方は、昭和四十三年から十年間にわたって、毎年八月十五日にお金をもらうようになっておりますが、これを一度に買上げる制度があります。

一記名につき十二万円までとなっておりまして。
ご希望の方は証書、印鑑持参の上役場社会係までおいでください。

援護業務移動相談

日のお知らせ

軍人などの恩給、年金、一時金など、その他援護業務につき、左記のとおり相談を受けけますので、お知らせいたします。

記

一、日時 昭和四十七年一月二

十七日 午前十時～
午後四時

一、場所 水巻町町民会館(日
本間)

老齡福祉年金支 給範囲の拡大に ついて

老齡福祉年金につきましては、満七〇才になると支給資格が生じることになっております。

今度、国民年金法の一部改正によりまして、昭和四十六年一月一日から、二級の身体障害者であれば、満六五才から老齡福祉年金が支給されるようになりましたので、該当者は請求手続をして下さい。

受給手続につきましては、老齡福祉年金裁定請求書に福祉年金診断書を添えて行なうようになっております。
尚、詳細につきましては、住民課社会係にお尋ね下さい。

昭和46年工業統計調査 及び第4回工業実態基 本調査の実施について

通産省で行なっております両調査の調査期日が近づいてまいりました。

工業統計調査はわが国における製造業に属するすべての事業所を洩れなく調査するいわば製造業に関する国勢調査ともいべきものであり、工業実態基本調査は製造業を営む企業の実態を業種別、規模別に総合的に把握し、その経営の基本的問題を内外両面にわたり解明し、中小企業対策の基礎資料を得ることを目的とします。

また、両調査とも統計法に基づく指定統計調査で調査期日は毎年12月31日です。提出された調査票は統計法によってその秘密は厳守され統計目的以外の申告者に不利益となるようなことには一切使用されてせんから正しい報告をされますようお願いいたします。

農業委員会委員選 挙人名簿登載申請 について

来年は農業委員の選挙が行なわれます。

心配ごと相談日のお知らせ

相談日 十二月二十三日。時間 午後一時～四時。場所 町公民館ホール。相談員 民生委員、保護司、外。相談受付内容 生活上の諸問題

選挙人名簿は毎年一月一日現在の登録申請書に基づいて作成されます。近く区長さんを通じ申請用紙を配りますので、昭和四十七年一月一日現在で次の要件を具備されている方は一月十日までに区長さんを通じ速賀町農業委員会に必ず提出して下さい。

※昭和四十七年三月三十一日現在満二十才に達する者に該当します(したがって昭和二十七年四月一日出生者まで。)

※十アール以上の農地について耕作の業務を営む者及びその同居の親族又はその配偶者で、年間おおむね六十日以上耕作に従事するもの。

給与所得者家族の 社会保険加入につ いて

給与所得者で毎月高い保険料を給料から天引きされながら、手続をしていないため家族が社会保険などに加入できず、国民健康保険に加入されている世帯が多数あります。

このような世帯は社会保険料と国民健康保険税を二重に払って大へん損をされているということですので。

ご承知のように国民健康保険は社会保険、共済組合など他の健康保険に加入できない人だけを救う相互扶助の制度です。

社会保険共済組合などには三親等以内の親族(血族・姻族)で同一世帯に住み加入しようとする人の年間所得が十六万五千円(四十六年度)以下であればこれに加入することが出来ます。

また、加入する人について年令制限はありません。
右該当者は至急所定の手続を行なって下さい。手続に必要の用紙

は役場住民課に備えてあります。国民健康保険の被保険者で社会保険、共済組合などに加入された場合はできるだけ早く関係に届出をして下さい。年税額を月割によって差し引きます。また、右条件を備えて加入できないときも届け出て下さいれば、異国保護長を通じて、加入を斡旋させることができます。

以上のことでわからないことがあれば役場国保係にお尋ね下さい。

◎民生(児童)委員の 選任について

十一月三十日任期終了に伴い次の方々が十二月一日より三ヶ年国民生(児童)委員として厚生大臣より委嘱されましたのでお知らせいたします。

- | | |
|-----|-------|
| 島津 | 矢野 智 |
| 浅木 | 副田 延一 |
| 若松 | 入江 太十 |
| 虫生津 | 峯 一二 |
| 鬼津 | 秦 厚 |
| 東町 | 近藤 清 |
| 鬼津 | 井口 信子 |
| 老良 | 添田 利元 |
| 尾崎 | 三島 盛行 |
| 旧停 | 山縣 正男 |
| 別府 | 堀 寅雄 |
| 広渡 | 石橋 多七 |
| 遠賀川 | 重広 豊 |
| 新町 | 徳王 隆利 |
| 木守 | 村田 好彦 |
- (敬称略)

御 寄 附

次の各位から、町社会福祉協議会に対して、特別寄附を頂きました。紙上を以て御厚志に対しお礼申し上げます。

- 金一封
- 故石松サト様
- 喪主 石松 重俊殿
- 故林アサノ様
- 喪主 林 筆子殿